

# 1980年度

# 年末手当 決まる

# 日刊 勤労千葉

80.12.2

No. 596

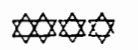
国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)  
(鉄電)二九三五〜六(公衆電話)22七二〇七

## 支払額 2.5ヵ月分 支払日 12月9日



勤労千葉は、国鉄当局に対し、申第一四号をもって申入れてあつた一九八〇年度年末手当の支払いについて、二月一日、以下の内容で妥結しました。



昭和五五年度の年末手当の支払いについて

年末手当を次により支払う。

- (1) 支払範囲  
昭和五五年一二月九日現在職員
  - (2) 支払額  
基準内賃金(婚姻加算を除く)の二・五月分
  - (3) 支払日  
昭和五五年一二月九日以降準備でき次第
  - (4) その他の取扱い  
従来と同様
- ☆なお、期末手当の支払方法については引き続き交渉する。

● 準職員に対する昭和五五年度の年末手当の支払額は

1 年末手当を次により支払う。

- 1 支払範囲  
昭和五五年一二月九日現在準職員
- 2 支払額
  - (1) 昭和五五年九月三〇日以前に雇用された者  
基準内賃金(婚姻加算を除く)の2・5月分×0・6
  - (2) 昭和五五年一〇月一日以降に雇用された者  
基準内賃金(婚姻加算を除く)の2・5月分×0・3
- 3 支払日  
昭和五五年一二月九日以降準備でき次第

● 臨時雇用員の年末一時金について

次により臨時雇用員の年末一時金を支払う。

- 1 支払範囲  
昭和五五年一二月二〇日現在雇用中の臨時雇用員で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が、一箇月に二〇日以上(一八日以上で、月平均二〇日以上とする場合を含む)あり、その月数が次の各号の1に該当する者
- 2 支払額
  - (1) 継続三箇月以上の者 四一・一〇〇円
  - (2) 継続六箇月以上の者又は過去一年間に継続九箇月以上の者 八二・一〇〇円
  - (3) 継続三年以上の者 一三九・六〇〇円
  - (4) " " 一八八・九〇〇円
  - (5) " " 二二九・九〇〇円
- 3 支払日  
昭和五五年一二月二〇日とする